

**(仮称) 戸田市自治基本条例  
制定に向けての提言書 その2**

**平成24年1月**

**戸田市議会 総務常任委員会**

# 1. 提言理由

自治基本条例は、少子高齢化や行政に対する住民ニーズの多様化、地方分権の進展や住民自治の実現の要請などから、全国的にその必要性が言われ、制定する自治体が増えている。戸田市においても、自治基本条例制定の必要性は高い。理由としては、平成22年1月28日付で総務常任委員会が提言した「(仮称) 戸田市自治基本条例制定に向けての提言書」でも触れたとおり、転出入者が多く、町会を中心とした地域コミュニティの維持・発展が課題となっていることや、市外で働く人や市外から戸田市に働きに来る人が多く、その方々とのコミュニケーションや市政参加を考える必要があること、外国人の住民が多いことなどが挙げられる。また、先の提言書の中では、自治基本条例の検討の進め方や条例に盛り込むべき項目など、基本条例制定の礎としていただきたく、種々提言を行ったところである。

その中で、本委員会では、平成23年3月定例会の総務常任委員会において、執行部から自治基本条例の制定に向けた報告があったため、先の提言書や執行部の経過報告等を踏まえ、独自に調査・研究を重ねてきたところであり、その結果、自治基本条例の制定に当たっては、①自治基本条例制定の過程について、②自治基本条例の内容について、③自治基本条例制定後の運用について、以上3点において、それぞれの行程の中で大事なポイントがあるとの認識に至った次第である。

戸田市の特徴として、先にも触れたとおり、市民の転出入が非常に多く、若い世代が多いことが挙げられる。コミュニティが育ちにくいと言える本市の環境の中で、自治基本条例を制定するために市民をどのように巻き込むのか、また、どのような形で戸田市の独自性を出すのかという観点が非常に重要であると考え、先の①、②、③を中心に「(仮称) 戸田市自治基本条例制定に向けての提言書その2」を作成した次第である。

なお、その他にも、自治基本条例制定に当たっては、議会と執行部との間で協議する場を設けることや、先進地と言われる自治体に出向き、現場の意見等を直接聞きながら、それを戸田市に生かすようにすることも重要であると感じた次第である。

については、下記の提言内容と併せて、積極的に行っていただくことを要望する。

## II. 提言内容

### ① 自治基本条例制定の過程について

自治基本条例の制定に当たっては、多くの市民を巻き込み、意見を聞いた上で条例を制定できるような体制を整備すること。

**理 由** 自治基本条例の制定に当たっては、市民主体で取り組み、市民の意見を聞きながら作ることが大事であり、それを達成するためには、先に述べた本市の特徴を踏まえて体制を整備する必要がある。具体的には、条例制定に向けて開催される市民会議のメンバーを、従来の公募型だけにとらわれず、誰でも自由に参加できるような仕組みとするなど、市民が参加しやすい方法を取り入れることや、パブリック・コメントを行う際に市民が意見を提出しやすいように工夫するなど、新しい取り組みを検討することが挙げられる。多くの市民が会議に参加し、また、多くの意見をいただけるように、行政側から市民に積極的に意見を求めるよう働きかけながら自治基本条例を制定すべきである。

### ② 自治基本条例の内容について

自治基本条例の内容については、戸田市として何を大切にし、どのような方向を目指すのかという視点のもと、独自性のある内容を盛り込むよう検討すること。

**理 由** 自治基本条例は、多くの自治体で制定されており、その内容も様々である。単に条例を制定するだけであれば、先進自治体の条文と同様のものを制定することでも対応できる。しかし、提言理由でも述べたとおり、転出入者や若い世代の多い本市では、他の自治体の内容がそのまま当てはまるとは限らない。自治基本条例を制定する際には、戸田市という地域性を把握し、何を大切に、どのような方向を目指すのかを議論する必要があり、その上で本市独自の内容を盛り込むべきである。

なお、総合振興計画を意識し、それを生かすような自治基本条例を制定している自治体や、危機管理の規定をするなど、独自の内容を盛り込んでいる自治体もある。もちろん、先に述べたとおり、他の自治体の内容をそのまま本市に当てはめるのではなく、市民を交えて議論を進める上での参考としていただきたい。

### ③ 自治基本条例制定後の運用について

**自治基本条例を生きたものとするべく、制定後についても、市民の巻き込み方等を検討すること。また、関連する条例についても整備すること。**

**理 由** 自治基本条例を制定する自治体は数多く存在するが、中には、全国的な盛り上がりを受けて制定したものの、その後うまく運用されていない自治体もある。自治基本条例の本来の目的を達成するためには、言うまでもなく条例制定後の運用面が大事であり、うまく運用するためには、市民への周知、意識づけが課題となる。

本市の特徴を考慮すると、短期間で意識を浸透させることは困難であると予想できるが、長期的な視点を持ち、市民参加や巻き込み方等をしっかりと検討するべきである。さらに、自治基本条例の中で規定する関連条例についても、市民の権利を担保するために整備する必要があるので、スケジュールを立て進行管理をしっかりと行うことで、自治基本条例を生きたものとしていただきたい。

### III. 結びに

自治基本条例を制定し、運用していく中では、先に触れたとおり、多くの市民による参加及び意見をいただき、議論する必要があるが、それと同時に重要なのは、職員の意識改革である。職員の意識が低ければ、一時的な盛り上がりだけで、自治基本条例を制定しても形だけのものになってしまう可能性が高い。自治基本条例を生きたものとするには、市民の関わり方だけではなく、職員の意識の高揚も重要である。この点は、当委員会で視察した自治体を例として挙げると、職員が自発的に自治基本条例に係る勉強会や内部の検討会などを開催し、自治体独自の条文はもちろんのこと、運用面でも工夫していた自治体もあった。もちろん他の自治体の方法が戸田市においてすべて当てはまるものではないが、職員の意識改革については、その方法を検討するべきである。

提言の内容を踏まえていただき、(仮称) 戸田市自治基本条例制定に向けて、より意義のあるものとなるよう要望する。

